



子供用食器類の安全性

日本に食器類を輸入するには、食品衛生法・「食品添加物等の規格基準」の器具及び容器包装の基準に適合していることが求められています。

しかし、この規格基準は有害物質（化学的特性）に関する基準であり例えば、バリ等の機械的要因により受傷する可能性については考慮されていません。特に、子供が日常使用する食器類は、傷害を引き起こす要因を低減することが望まれます。

欧州規格 **EN 14372***は、子供用カトラリー及び食器類の一般的・機械的特性及び化学的特性に関する安全要求を規定しています。

EN 14372* : Child use and care articles - Cutlery and feeding utensils - Safety requirements and tests

一般的・機械的特性

| | 項目 | 要求の概要 |
|-------|-----------|--|
| 一般的特性 | 目視・手触り | 傷害を引き起こす部分がないこと。(トゲ、バリ等) |
| | シャープポイント | EN 71-1 に従って試験をした時、尖った先端があってはならない。 |
| | シャープエッジ | EN 71-1 に従って試験をした時、鋭い縁部があってはならない。 |
| | 小部品 | 誤飲するような小部品があってはならない。 |
| | 穴 | 指が差し込まれるような穴があってはならない。 (硬い材料に限る) |
| | プリントされた塗装 | ISO 2409 に従って剥離試験を実施した時、剥離してはならない。粘着ラベルは使用してはならない。 |
| 機械的特性 | 引張強度 | 90 N の力で引っ張った時、破損、裂け、分離してはならない。 |
| | トルク強度 | EN 71-1 に従ってトルク試験をした時、破損、裂け、分離してはならない。 |
| | 引裂き抵抗 | 圧子を 200 N の力を加え、穴が開いた場合、引張試験を実施し、破損、裂け、分離してはならない。(軟らかい材料に限る) |
| | 強度 (剛性) | 100 N の力で曲げ試験を実施した時、破損、裂け、分離してはならない。(カトラリーに限る) |
| | 落下強度 | EN 71-1 に従って落下試験を実施し、破損した場合は、警告が必要。 |



化学的特性 (項目)

| 構成材料 | 試験項目 | | | | | |
|-----------------|------|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| シリコーンゴム | X | | X | | | |
| 熱可塑性エラストマー | X | | | | | |
| ガラス、セラミックス、ホウロウ | X | | | | | |
| 熱可塑性樹脂 | X | X | | | | X |
| 熱硬化性樹脂 | X | | | X | | |
| 金属・合金 | X | | | | X | |
| 木材 | X | | | X | | |

化学的特性 (要求)

| 試験項目 | 要求の概要 |
|-------------|--|
| ①：特定元素の移行 | アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、鉛、クロム、水銀、セレンの溶出量に関する基準。 |
| ②：フタル酸エステル | DINP、DEHP、DNOP、DIDP、BBP、DBP の総含有量に関する基準。 |
| ③：揮発性物質 | 200°C で揮発する物質に関する基準。 |
| ④：ホルムアルデヒド | ホルムアルデヒドの溶出量に関する基準。 |
| ⑤：ニッケルの溶出 | EN 1811 に従って試験をした時の金属材料から溶出するニッケルに関する基準。 |
| ⑥：ビスフェノール A | ビスフェノール A の溶出量に関する基準。 (ポリカーボネート、ポリサルフォンに限る) |

※ 番号は、化学的特性 (項目) の試験項目に対応しています。

試験については、以下にお問合せください。

一般財団法人日本文化用品安全試験所

<http://www.mgsl.or.jp/>

東京事業所 営業部 TEL : 03 (3829) 2516

e-mail : info@mgsl.or.jp

香港事業所 業務部 TEL : +852 (3525) 0467

e-mail : info-hk@mgsl.or.jp